

## 「医療機器業界における医療機関等との透明性に関する指針」

株式会社ユー・ティー・エム

株式会社ユー・ティー・エム（以下、当社）は、高い倫理性を保つことを目的とし、日本医療機器産業連合会が策定した「医療機器業界における医療機関などの透明性ガイドライン」、及び医療機器業公正取引協議会が定める「医療機器業公正競争規約」に従い、「医療機器等との関係の透明性に関する指針」をここに定め、医療機器等への資金提供に関する情報を以下の通り公開致します。

### 1. 公開内容

#### (1) 公開方法

当社ウェブサイト等を通じて、前年度分の医療機関等への資金提供に関する情報について、当該年度の決算終了後適切な時期に公開します。

#### (2) 公開時期

毎事業年度終了後 1 年以内に公開します。

### 2. 公開対象

公開する対象は以下の通りです。

#### A. 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法における GCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- 特定臨床研究費（※1）  
提供先施設等の名称等（※2）：〇〇件〇〇円
- 倫理指針に基づく研究費（※3）  
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円
- 臨床以外の研究費（※5）  
年間の件数・総額、提供先施設等の名称（※4）
- 臨床試験費（治験費）  
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円
- 製造販売後臨床試験費  
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円
- 不具合・感染症症例報告費  
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- 製造販売後調査費  
提供先施設等の名称 (※4): ○○件○○円
- その他研究開発関連費用  
年間の総額

(※1)「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

(※2)「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

(※3)「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”を指す。

(※4)「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

(※5)「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験（治験）及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。

なお 2019 年 3 月以前の契約に基づく研究費開発費等の公開は以下の通りです

- |                |       |
|----------------|-------|
| ● 共同研究費        | 年間の総額 |
| ● 委託研究費        | 年間の総額 |
| ● 臨床試験費        | 年間の総額 |
| ● 製造販売後臨床試験費   | 年間の総額 |
| ● 不具合・感染症症例報告費 | 年間の総額 |
| ● 製造販売後調査費     | 年間の総額 |

## B. 学術研究助成費

学術振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催を支援するための学会等寄附金、学会等共催費が含まれる。なお「学会等共催費等」には、会合開催に付随するセミナー等の共催費、広告掲載料、出展料等が含まれる。）

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- 奨学寄附金  
○○大学○○教室: ○○件○○円
- 一般寄附金  
○○大学(○○財団): ○○件○○円
- 学会等寄附金

第〇回〇〇学会(〇〇地方会・〇〇研究会):〇〇円

- 学会等共催費

第〇回〇〇学会 〇〇セミナー:〇〇円

### C. 原稿執筆料等

自社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払う費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- 講師謝金

〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長):〇〇件〇〇円

- 原稿執筆料・監修料

〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長):〇〇件〇〇円

- コンサルティング等業務委託費

〇〇大学(〇〇病院)〇〇科〇〇教授(部長):〇〇件〇〇円

### D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる。

- 講演会等会合費

年間の件数・総額

- 説明会費

年間の件数・総額

- 医学・医療工学関連文献等提供費

年間の総額

### E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる。

- 接遇等費用

年間の総額

以上

制定:2016 年 10 月 1 日

改定:2020 年 10 月 1 日

改定:2023 年 10 月 1 日

改定:2026 年 10 月 1 日